

北広島市エコミュージアムセンター知新の駅と太子町立竹内街道歴史資料館との連携協力に関する協定書

北海道北広島市教育委員会と大阪府南河内郡太子町教育委員会は、下記により協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 北広島市エコミュージアムセンター知新の駅と太子町立竹内街道歴史資料館（以下「双方」という。）の歴史的・文化的資源の活用、知的・人的資源の交流及び太子町に生まれ現在の北広島市島松において寒地稲作の発展等に寄与した中山久蔵翁に関する調査研究等について連携協力することにより、両自治体の相互理解と教育・文化の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 北広島市教育委員会と太子町教育委員会（以下「両委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、誠意をもって連携協力する。

- (1) 双方の歴史的・文化的資源の活用に関する事項
- (2) 双方の知的・人的資源の交流に関する事項
- (3) 双方が実施する調査研究及び普及啓発事業等に関する事項
- (4) その他双方が有益にして必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両委員会に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費及び負担等は、両委員会の協議により決定する。

(協定期間)

第5条 この協定書の有効期間は、署名した日から有効とし、両委員会の協議により改定または廃止されない限り継続される。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、両委員会が別途協議して定めることとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両委員会が誠意をもって協議して定めることとする。

この協定書締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各々1通を保有する。

平成 28 年 5 月 17 日

北海道北広島市教育委員会

教育長

吉田寿志

大阪府南河内郡太子町教育委員会

教育長

藤良寛治